

平成17年4月以降は、 ペイオフ解禁の範囲が拡大されます

ペイオフとは、金融機関が破たんしたときに預金者を保護するため、金融機関が加入している預金保険機構が、預金者に一定額の保険金を支払う仕組みのことです。平成14年4月の預金保険制度の改正により、「当座預金」「普通預金」「別段預金」を除く預金の対象については、すでにペイオフが解禁されていますが、平成17年4月からペイオフは解禁拡大となります。

→預金保険対象商品と保護の範囲はどうなるの？←

預金等の分類		期間	平成17年3月まで	平成17年4月から
預金保険の対象預金等	当座預金、普通預金、別段預金		全額保護	利息のつかない等の要件を満たす預金（*2）は全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付など）金融債（保護預り専用商品に限ります）など（*1）		合算して元本1000万円までとその利息等（*3）を保護	1000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（1部カットされることがあります）
対象外預金等	外貨預金、他人・架空名義預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託（ヒット、スーパーヒットなど）金融債（保護預り専用商品以外のもの）など		保護対象外	破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（1部カットされることがあります）

- （*1） このほか、納税準備預金、掛け金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
- （*2） 決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。
- （*3） 定期積み金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

*預金保険制度に加入している金融機関は？

・銀行（日本国内に本店があるもの） ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫
 ・信金中央金庫 ・全国信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会

*農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています（詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構 ☎03-3285-1272までお問合せください。

*もっと詳しく知りたい方は？

預金保険機構 ☎03-3212-6029、九州財務局 ☎096-353-6351
 または、金融機関の窓口にお問合せください。

裁判員制度が始まります

平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に施行されます。

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

20歳以上の国民の皆さんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続により選ばれた人たちです。

国民の皆さんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながることが期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも行われています。

これまでの刑事裁判



裁判員制度が導入されると・・・



➡ 裁判が身近で分かりやすいものになる。

➡ 司法に対する国民の信頼が向上する。

詳しくは

裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/>

熊本地方裁判所事務局総務課庶務係 ☎096-325-2121